

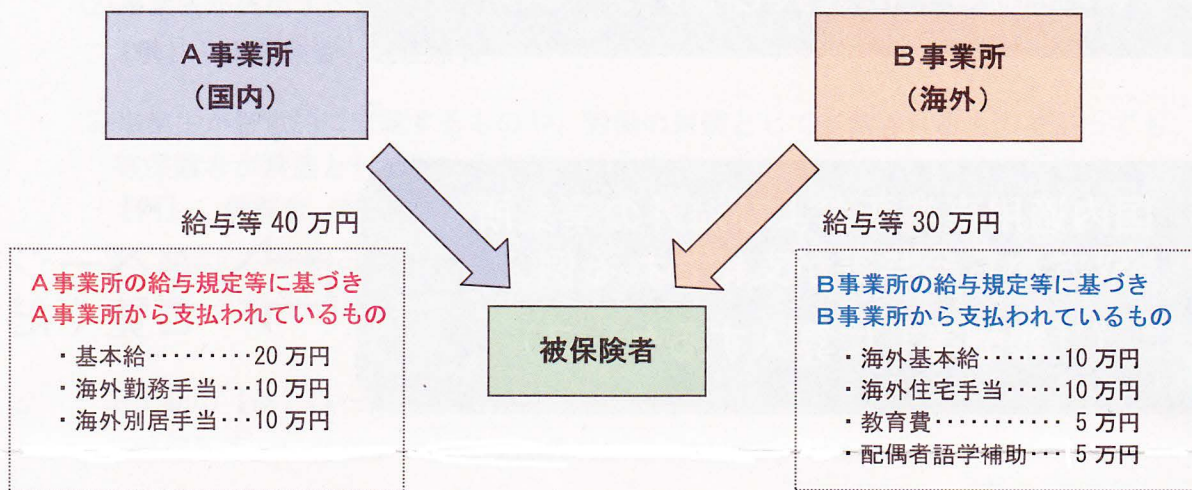
# 国内適用事業所および海外の事業所双方から給与等が支給される例①

適用事業所（国内企業）の給与規定や出向規定等に海外勤務者に係る定めがなく、海外の事業所における労働の対償として直接給与等が支給されている場合は、適用事業所から支給されているものではないため、「報酬等」には含めません。

## 具体例

A事業所に勤務する被保険者が海外の事業所（B事業所）に転勤となり、A事業所およびB事業所双方から給与を受けているが、B事業所から支給される給与はB事業所の給与規定に基づいている場合

※A事業所との雇用関係は継続しているという前提



⇒A事業所の給与規定等に基づき支払われている給与等40万円が「報酬等」になる。

上記の場合、適用事業所であるA事業所の給与規定に基づきA事業所から支給されているものは40万円であり、B事業所の給与規定に基づきB事業所から支給されている30万円は、適用事業所以外から支払われているものとなるため「報酬等」に含めないこととなります。

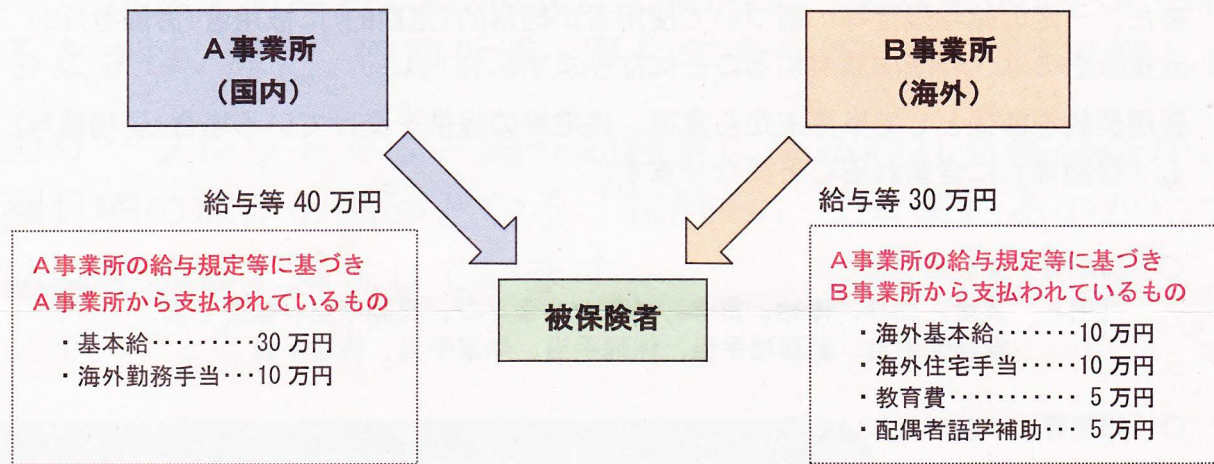
※ 実質的にA事業所から支払われていることが確認できる場合は、B事業所から支給される給与等も「報酬等」に含めることとなります。

# 国内適用事業所および海外の事業所双方から給与等が支給される例②

## 具体例

A事業所に勤務する被保険者が海外の事業所（B事業所）に転勤となり、A事業所およびB事業所双方から給与等を受けているが、B事業所から支給する給与等はA事業所の給与規定に基づいている場合

※A事業所との雇用関係は継続しているという前提



⇒A事業所およびB事業所から支給される給与等の合計70万円が「報酬等」になる。

上記の場合、B事業所から支給されている給与等30万円が、A事業所の給与規定や出向規定等に基づき、実質的にA事業所から支払われていることが確認できる場合は、A事業所から支給される40万円とB事業所から支給される30万円を合算した70万円が適用事業所から支払われている「報酬等」になります。